

財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター運営連絡協議会規程

(設置)

第1条 財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の運営に関する事項を協議するため、財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター運営連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町（以下「5市5町」という。）の労政担当課長の職にある者とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 5市5町の連絡調整に関すること。
- (3) その他運営について、理事長が必要と認めた事項

(任期)

第4条 委員の任期は、労政担当課長の職にある期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長の任期は、1年とする。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(参与)

第7条 協議会に参与を置く。

- 2 参与は、名古屋労政事務所半田出張所長の職にある者とする。
- 3 参与は、必要に応じて協議会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、センター管理係において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成10年4月8日から施行する。